

静岡県告示第517号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定に基づき、伊東市松川漁業協同組合（内共第1号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和3年5月25日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
伊東市松川漁業協同組合 伊東市鎌田1301-85
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年5月20日

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

別表

改正前					改正後				
(遊漁の方法、規模等の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の総数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					(遊漁の方法、規模等の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の総数又は規模の範囲において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。				
ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、総数又は規模	エ、区域	オ、期間	ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、総数又は規模	エ、区域	オ、期間
あゆ漁業	友釣	掛鉤はイカリ鉤1段又はチラシ(ヤナギ)鉤2本以内とする。 疑似オトリの使用を禁止する。	奥野ダム付替トンネル下流端から旭橋上流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで__	あゆ漁業	友釣	掛鉤はイカリ鉤1段又はチラシ(ヤナギ)鉤2本以内とする。 疑似オトリの使用を禁止する。	奥野ダム付替トンネル下流端から旭橋上流端まで <u>(次郎エ門淵を除く)</u> 。 泉川	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで__
			旭橋上流端から <u>大川</u> 橋上流端まで__	8月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで__				旭橋上流端から <u>渣橋上流端</u> まで__	8月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで__
			奥野ダム渡り石から白川橋まで__	7月15日以降で組合が定め公示				奥野ダム渡り石から白川橋まで__	7月15日以降で組合が定め公示

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

				する日から 10月10日 まで					する日から 10月10日 まで
	餌釣	餌は魚肉に限るアミ・ボーフラの使用は禁止する掛鉤の併用は禁止する。	新八代田橋上流端から旭橋上流端まで。 <u>次郎エ門淵を除く。</u> 泉川	8月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。		餌釣	餌は魚肉に限るアミ・ボーフラの使用は禁止する掛鉤の併用は禁止する。	新八代田橋上流端から旭橋上流端まで。 <u>(次郎エ門淵を除く)</u> 。 泉川	8月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。
			旭橋上流端から <u>大川</u> 橋上流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。				旭橋上流端から <u>渣橋</u> 上流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。
	疑似餌釣	使用鉤は7本以内とする。	<u>八代</u> 田橋上流端から八城田取水堰まで。	6月1日以降で組合が定め公示する日から4週間。		疑似餌釣	使用鉤は7本以内とする。	<u>谷代</u> 田橋上流端から八城田取水堰まで。	6月1日以降で組合が定め公示する日から4週間。
			旭橋上流の <u>二郎エ門淵</u> 。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日ま				旭橋上流の <u>二郎エ門淵</u> 。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日ま

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

					で。						で。
	疑似餌釣	流し毛鉤釣	使用鉤は2本以内とし、掛鉤の併用を禁止する。	岡橋上流端から大川橋上流端まで。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。		疑似餌釣	流し毛鉤釣	使用鉤は2本以内とし、掛鉤の併用を禁止する。	岡橋上流端から大川橋上流端まで。	6月1日以降で組合が定め公示する日から10月10日まで。
あまご漁業	疑似餌釣	ルアーフライ和式(テンカラ)釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。	あまご漁業	疑似餌釣	ルアーフライ和式(テンカラ)釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。
				八代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。					谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。
				通学橋下流端より大川橋上流端まで(以下「サツキマス特定区」という。)	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。					通学橋下流端より渣橋上流端まで(以下「サツキマス特定区」という。)	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

		アミ・ボーフラの使用は禁止する。掛鉤の併用は禁止する。	八代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉橋。	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。			アミ・ボーフラの使用は禁止する。掛鉤の併用は禁止する。	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。	
にじます漁業	疑似餌釣	ルアーフライ和式(テンカラ)釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する。	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。	疑似餌釣	ルアーフライ和式(テンカラ)釣	赤化け及びワーム、ワームオイルの使用を禁止する。	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで。	3月1日以降で組合が定め公示する日から10月31日まで。
				梅の木公園渡り石から奥野ダム軸上流300mまで。落合川。	1月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで。				梅の木公園渡り石から奥野ダム軸上流300mまで。落合川。	1月1日以降で組合が定め公示する日から12月31日まで。
	餌釣	アミ・ボーフラの使用は禁止する。掛鉤の併用は禁止する。	八代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。	餌釣	アミ・ボーフラの使用は禁止する。掛鉤の併用は禁止する。	谷代田橋上流端より旭橋上流端まで。泉川	3月1日以降で組合が定め公示する日から5月15日まで。		
うなぎ漁業	穴釣	釣り以外の漁法及びモ	奥野ダム付替トンネル	8月1日以降で組合が	うなぎ漁業	穴釣	釣り以外の漁法及びモ	奥野ダム付替トンネル	8月1日以降で組合が	

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

	竿 釣	ジリの使用 を禁止す る。	下流端から 岡橋上流端 まで。 泉川	定め公示す る日から9 月 30 日ま で。		竿 釣	ジリの使用 を禁止す る。	下流端から 岡橋上流端 まで。 泉川	定め公示す る日から9 月 30 日ま で。
			岡橋上流端 から大川橋 上流端ま で。	6月1日以 降で組合が 定め公示す る日から9 月 30 日ま で。				岡橋上流端 から大川橋 上流端ま で。	6月1日以 降で組合が 定め公示す る日から9 月 30 日ま で。

* サツキマス特定区で採捕したあまご（サツキマス）は、その場で再放流（キャッチアンドリリース）しなければならない。

2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

ア、区 域	イ、期 間
大川橋上流端から渚橋下流端	周年
奥野ダム軸上流 300mから付替トンネル下流端	
奈畑川合流点から伊東市十足字奈畑 408-1 地先に設置した基票及び奈畑川	
木梨乾物店工場前後 30mの区間	6月1日以降で組合が定め公示する日から14日間
赤淵橋上流端から砂防堰堤上流端まで	
岡橋コンクリート堰上流端から	

* サツキマス特定区で採捕したあまご（サツキマス）は、その場で再放流（キャッチアンドリリース）しなければならない。

2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄の地区についてはイ欄の期間中、全ての漁業を禁止又は制限する。

ア、区 域	イ、期 間
奥野ダム軸上流 300mから付替トンネル下流端	周年
奈畑川合流点から伊東市十足字奈畑 408-1 地先に設置した基票及び奈畑川	
木梨乾物店工場前後 30mの区間	
赤淵橋上流端から砂防堰堤上流端まで	6月1日以降で組合が定め公示する日から14日間
岡橋コンクリート堰上流端から	

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

上流 30mの間__					
3. ～ 6. (略)					
(全長制限)					
第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。					
ア、魚種		イ、体長			
あゆ		7cm			
あまご		12cm			
にじます		12cm			
うなぎ		25cm			
第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁をする場所に於いて漁場監督員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。					
1. 入漁料					
魚種	区域	漁具漁法	種類	遊漁料	
				1年	1日
あゆ	白川橋から奥野ダム梅の木公園渡り石まで__	友釣	大人 中学生		解禁より 3日間は 2,000円 以降 1,000円
	奥野ダム			大人	6,000円

上流 30mの間__					
3. ～ 6. (略)					
(全長制限)					
第4条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる魚類については、イ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。					
ア、魚種		イ、体長			
あまご		12cm			
にじます		12cm			
うなぎ		25cm			
第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。ただし遊漁をする場所に於いて漁場監督員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。					
1. 入漁料					
魚種	区域	漁具漁法	種類	遊漁料	
				1年	1日
あゆ	白川橋から奥野ダム梅の木公園渡り石まで__	友釣	大人 中学生		解禁より 3日間は 2,000円 以降 1,000円
	奥野ダム			大人	6,000円

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

	付替トンネル下流端から大川橋上流端まで	餌釣 疑似餌釣	中学生	1,000円			付替トンネル下流端から渚橋上流端まで	餌釣 疑似餌釣	中学生	1,000円	
うなぎ	奥野ダム付替トンネル下流端から大川橋上流端まで	穴釣 竿釣				うなぎ	奥野ダム付替トンネル下流端から大川橋上流端まで	穴釣 竿釣			
あまご	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで	疑似餌釣 餌釣	大人 中学生	10,000円 1,000円	1,000円	あまご	奈畑川合流点より梅の木公園渡り石まで	疑似餌釣 餌釣	大人 中学生	10,000円 1,000円	1,000円
	八代田橋上流端より旭橋上流端まで						谷代田橋上流端より旭橋上流端まで				
にじます	奈畑川合流点より奥野ダム軸上流					にじます	奈畑川合流点より奥野ダム軸上流				

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

	300m まで						300m まで				
	八代田橋上流端より旭橋上流端まで						谷代田橋上流端より旭橋上流端まで				
あまご (サツキマス)	サツキマス特定区	疑似餌釣	大人 中学生		2,000円		あまご (サツキマス)	サツキマス特定区	疑似餌釣	大人 中学生	2,000円
2. ～6. (略)						2. ～6. (略)					

附 則

この規則は、令和3年5月20日から改正する。